

市民相談窓口をご利用の方へ

市民相談窓口のご利用にあたって

市民相談窓口のご利用にあたりましては、以下の点につきご了承いただきますようお願いいたします。

- ◎ 市民相談窓口は、当会所属の弁護士の業務処理の内容や報酬、言葉遣いや態度などに関する疑問や苦情について、相談者の方に今後の対応方法や考えられる手続などをご案内するものです。窓口の相談担当弁護士は、対応方法をご案内するために必要な範囲で事件の内容をお聞きすることがありますが、これは法律相談ではありませんので、事件そのもの見通しや方針などについてはお答えすることができません。
- ◎ ご希望がある場合は、当会から当該弁護士に対して苦情の内容をお伝えすることがありますが、相談者のご承諾なく苦情内容を当該弁護士にお伝えすることはありませんので、ご安心ください。
- ◎ 同一の件に関するご相談は3回までとさせていただいております。それを超える回数のご相談はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ ご予約いただいた後、ご都合が悪くなった場合は、事前にキャンセルのご連絡をお願いいたします。3回相談等の予約日に相談等をしなかった場合には、その後の予約を受け付けないことがございます。なお、ご予約いただいた時刻を10分経過してもお電話またはご来会がない場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。
- ◎ 相談料は、無料です。

第二東京弁護士会 会員課

ご予約・
お問い合わせ

相談は予約制です。
受付番号：03-3581-2256
月～金(祝祭日・年末年始を除く)
9:30～17:00

面談・
電話相談

※予約が必要となります。
月～金(祝祭日・年末年始を除く)
15:00～17:00(お一人様30分)